

訪問看護医療情報連携加算に伴うウェブサイト掲示について

当事業所は、令和 8 年度診療報酬改定において新設された「訪問看護医療情報連携加算」の算定に必要な体制を整備し、地方厚生局へ届出を行っております。

■ 加算の概要

本加算は医師・薬剤師・介護支援専門員等の多職種が ICT を活用して共有する診療情報等を確認し、その情報に基づいて計画的な訪問看護を実施する体制を評価するものです。

■ 当事業所の体制

- ・ ICT を活用して利用者の診療情報等を常時確認できる体制を有しています。
- ・ 医師、薬剤師、介護支援専門員、相談支援専門員等と平時から情報共有を行う連携体制を構築しています。
- ・ ICT に記録された診療情報等を確認し、計画的な訪問看護の管理を行っています。
- ・ 連携体制に関する情報を事業所内の見やすい場所に掲示しています。

■ 算定内容

訪問看護医療情報連携加算：月 1 回 1,000 円（医療保険） ※自己負担に応じた金額

■ 対象となる利用者

- ・ 医療保険で訪問看護管理療養費を算定している方
- ・ 在宅で療養を行なっていて通院が困難である方
- ・ ICT を活用した情報連携について同意をいただいた方

■ 情報共有に使用するサービス

- ・ カシワニネット
- ・ Medical Care Station
- ・ LINE WORKS

■ 連携実績のある機関（一部抜粋、50 音順）

医療法人社団紘和会 柏中央クリニック

医療法人社団聖山会 北柏ファミリークリニック

医療法人社団雄飛会 くわのクリニック

医療法人社団岬風会 ななほしクリニック柏

医療法人社団あかつき ホームクリニック柏

医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック柏

令和8年8月25日

合同会社天馬 てんま訪問看護ステーション